

香川県生活環境の保全に関する条例

化学物質適正管理計画の 作成等の手引き

令和8年7月

香川県環境森林部環境管理課

1. はじめに

化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄などのさまざまな段階で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物学的濃縮など、環境汚染がしばしば社会問題化するものがあります。香川県では、化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、「香川県生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」と言う。）において、化学物質管理対策の規定を設けています。

本手引きは、化学物質等を取り扱う事業者が行うべき化学物質適正管理計画等の作成等について、具体的にまとめたものです。

2. 条例「化学物質管理対策」の内容

I 【対象事業者】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）で定められている「第一種指定化学物質等取扱事業者」です。

具体的には、製造業など対象となる業種で、従業員が21人以上であり、取扱量等の要件（対象物質の年間取扱量が1トン（特定第一種指定化学物質は0.5トン）以上や、廃棄物処理施設等を設置しているなど）に該当する事業者です。第一種指定化学物質等取扱事業者の詳細は下記の環境省ホームページをご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target.html>)

II-1 【化学物質管理の方針及び管理計画】の公表

第一種指定化学物質等取扱事業者は、化管法の化学物質管理指針に基づき「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合は、その公表に努めなければなりません。

化管法の化学物質管理指針については下記の環境省ホームページをご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html>)

II-2 【化学物質管理の方針及び管理計画】又は【化学物質適正管理計画】の提出・公表義務

- ①第一種指定化学物質等取扱事業者のうち、前年度の第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（※）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）は、「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合は、少なくとも次に掲げる事項を知事に提出するとともに公表しなければなりません。

（※）化管法第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。

（化学物質管理の方針及び管理計画のうち少なくとも次に掲げる事項）

- ①化学物質管理の方針
- ②管理計画の策定
- ③組織体制の整備
- ④教育、訓練の実施
- ⑤指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況

- ②「化学物質管理の方針及び管理計画」を知事に提出しない提出義務者は、「化学物質適正管理計画」を作成し、知事に提出するとともに公表しなければなりません。

（「化学物質適正管理計画」の内容）

- ①第一種指定化学物質管理の方針
- ②第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法
- ③第一種指定化学物質管理の体制
- ④従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項
- ⑤第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
- ⑥事故発生時の措置等
- ⑦その他の第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

Ⅲ 提出・公表方法

（提出方法など）

提出義務者となった年度の 8 月 31 日までに書面、又は電子申請・届出システムで行います。

ただし、災害その他の知事が別に定める特別の事情があるときの提出期限は、知事が別に定めるものとします。

（受付窓口：書面）

香川県 環境森林部 環境管理課（大気保全・環境安全グループ）

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL 087-832-3219（直通） FAX 087-806-0228

（受付窓口：電子申請・届出システム（サイト内：化学物質で検索））

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplayTopu/offer/offerList_initDisplayTop#application

様式等については次のとおりです。

○「化学物質管理の方針及び管理計画」の場合

書式の指定はありませんが、「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づいて提出する旨の記載をしてください。

変更したときは、変更の日から 30 日以内に書面で届出し、公表してください。

なお、過去に提出したものが当該年度において効力を有するときは、提出の必要はありません。

○「化学物質適正管理計画」の場合

化学物質適正管理計画の提出は、「化学物質適正管理計画書」（第 24 号様式）により行ってください。

化学物質適正管理計画を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、「変更化学物質適正管理計画変更届出書」（第 25 号様式）により届出し、公表してください。

様式は、香川県ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kagaku/sw9irn180329133835.html>)

(ページID：2134)

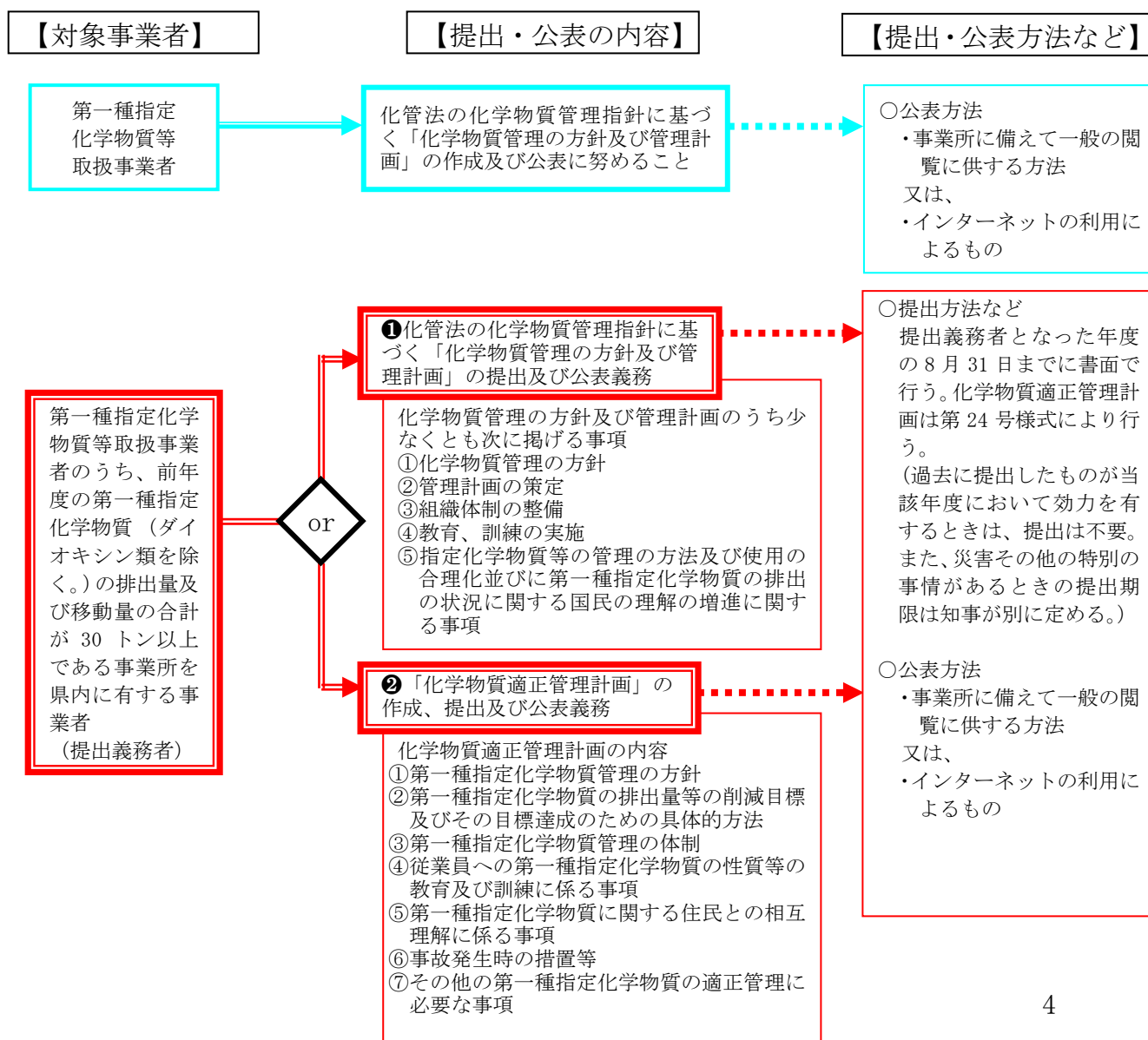
なお、過去に提出したものが当該年度において効力を有するときは、提出の必要はありませんが、提出義務者である間に計画期間が終了した場合は、新たに作成し、提出及び公表を行ってください。

(公表方法)

「化学物質管理の方針及び管理計画」及び「化学物質適正管理計画」の公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとします。

なお、公表する際には、「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づいて公表する旨の記載をしてください。

○化学物質適正管理計画等の作成、提出及び公表の流れ



IV 勧告・公表

知事は、化学物質適正管理計画の提出及び公表を行わない提出義務者に対し、勧告及び公表を行うことができます。

3. 作成に当たっての注意事項

○「化学物質管理の方針及び管理計画」

「化学物質管理の方針及び管理計画」は、化管法の化学物質管理指針に沿った作成が必要です。

○「化学物質適正管理計画」

「化学物質適正管理計画」は、化管法の化学物質管理指針に留意して、管理体制や従業員への教育など各種の規程を作成する必要がありますが、多くの事業者が既に教育に係る要領などのマニュアルを有していると思われます。また、ISO14001 を取得するなど、既に管理システムを実践されている場合もあるかと思われます。そうした場合に、この「化学物質適正管理計画」のために、新たに要領や規程を設ける必要はありません。記載の作成例を参考に、既存のマニュアル等を必要に応じ修正するなどして、事業所の形態等に沿った内容で作成してください。

化学物質適正管理計画書

令和〇年〇〇月〇〇日

香川県知事殿

提出者

住所 〒760-XXXX 香川県高松市番町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

香川県生活環境の保全に関する条例第 89 条第 1 項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	〇〇事業所
事業所の所在地	香川県丸亀市〇〇町△△番地
計画の公表予定年月日	令和〇年〇〇月〇日
計画の公表の方法	インターネット（HP アドレス https:〜）
連絡先	担当部署 〇〇部〇〇課 担当者 〇〇 △△ 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△ F A X 番号 〇〇〇-×××-△△〇〇 電子メールアドレス 〇〇@〇〇.××

計画期間	令和〇年 4 月 1 日～△年 3 月 31 日	
化学物質適正管理計画	第一種指定化学物質管理の方針	別紙のとおり
	第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法	別紙のとおり
	第一種指定化学物質管理の体制	別紙のとおり
	従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項	別紙のとおり
	第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項	別紙のとおり
	事故発生時の措置等	別紙のとおり
	その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(別紙)

1 第一種指定化学物質管理の方針

当社は、第一種指定化学物質を取り扱う事業者として、以下の指針に基づき環境負荷の低減に努めます。

- (1) 法令の遵守と社内管理体制の維持
- (2) 取扱量・排出量の正確な把握と、継続的な削減努力
- (3) 従業員への教育の徹底と安全確保
- (4) 地域社会との信頼関係の構築

2 第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法

基準年度は、提出義務者となった年度の前年度（計画期間終了の場合は終了年度）になります

物質名	基準年度の排出・移動量	削減目標	目標達成のための具体的な取組
(例) トルエン	〇〇 kg	令和〇年度までに〇%削減	作業手順の標準化による効率向上、容器の密閉管理の徹底、施設の定期点検

3 第一種指定化学物質管理の体制

本計画に基づく措置を確実に円滑に実施するため、以下の体制で管理を行う。

事業場の体制に即して記載してください

	職名	責務
管理統括者	工場長	本計画を策定・推進の統括 計画実施に必要な資源の配分決定
管理責任者	製造部長	計画実施の指揮・監督、進捗状況の管理
管理担当者	製造第一課長 製造第二課長 購買課長	各部署での具体的な措置の実施点検・評価の報告

4 従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項

年1回以上、全従業員を対象に以下の教育・訓練を実施する。

- (1) **基礎知識** 遵守すべき関係法令、安全データシート（SDS）等
示された有害性・危険性及び取扱い上の注意、事業所内管理規定類に
関すること
- (2) **管理の方法** 設備の適正操作、日常点検及び定期点検の実施方法等
に関すること
- (3) **事故時の措置** 化学物質に係る事故時の措置（応急処置等）に関す
ること

5 第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項

- (1) **体制の整備** 住民からの問い合わせ窓口を「〇〇課」とする。
- (2) **情報の提供等** 化学物質の管理の状況等に関し、周辺の住民等への情
報の提供等に努める。
- (3) **人材の育成** 住民への情報提供や住民との対話を円滑に行うため、従
業員への教育を実施する。

6 事故発生時の措置等

- (1) **マニュアルの整備** 事故マニュアルを整備・周知し、再発防止策の徹底
- (2) **訓練の実施** 漏えい等の事故を想定した緊急対応訓練の年1回以上実施
- (3) **点検の徹底** 施設・設備の点検を定期的の実施し、異常が認められた場
合は迅速に対応

7 その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

以下の対応により、工程管理の改善や安全対策の強化に努める。

- (1) **取扱状況の把握** 購入量、使用量、在庫量、施設・設備の運転状況の記
録。
- (2) **情報の収集** SDS等による最新の性状・管理技術情報の取得。
- (3) **管理の最適化** 収集したデータを分析し、歩留まり向上や代替化の検
討に役立てる。

ISO14001 の環境目標や、労働安全衛生法の『化学物質管理者』の業務
内容をそのまま転記していただいて差し支えありません

問合せ先

香川県 環境森林部 環境管理課（大気保全・環境安全グループ）

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3219（直通） FAX 087-806-0228